

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本肢体不自由児協会（以下「当協会」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。

(2)常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする次に掲げる者をいう。

イ 定款第15条第3項に規定する常務理事であって、当協会の就業規則に定める職員を兼務する者

ロ 前イに掲げる以外の常勤理事

(3)非常勤役員等とは、常務理事及び常勤理事以外の理事・監事並びに評議員をいう。

(4)報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬及びその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。報酬等と費用とは明確に区分されるものとする。

(5)費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当協会の就業規則に定める職員を兼務している常勤の役員（常務理事2名・事務職1名・医師職1名）、常勤理事（医師職）1名については、この規程に基づく報酬等は支給しない。

2 非常勤役員等に対しては、別表1に定める報酬等及び費用を支給することができる。ただし、当協会より概ね50キロメートル以内から出席する交通費については原則としてこの報酬に含まれるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等及び費用の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1)非常勤役員に対する報酬等及び費用は別表2に定める額を支給することができる。

(2)評議員に対する報酬等及び費用の額は別表3に定める額を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席（書面及び電磁的記録による決議を行った場合を含む）など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給することができるものとする。

- 2 報酬等を支給する場合は、原則として毎月末までの実績に基づき、翌月において現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。

(費用)

第6条 非常勤役員等が出張する場合は、旅費を実費により支給することができる。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 当協会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月19日より施行する。
- 2 平成31年4月12日、別表の一部改正。
- 3 令和元年6月21日、別表の一部改正。
- 4 この改正は、令和3年6月18日から施行する。
- 5 この改正は、令和5年6月15日から施行する。

別表 1

| 項 目 | 会 長 | 理 事 長 | 非常勤理事 | 監 事 | 評 議 員 |
|---------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 報 酬 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 費 用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 交 通 費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 出 張 費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 社保事業主負担 | × | × | × | × | × |

別表 2

| 役 職 名 | 報 酬 基 準 |
|---------|-----------------------------------|
| 会長・理事長 | 2人で700万円の範囲内 |
| 理事（非常勤） | 1回の出席につき1万円（注） |
| 監 事 | 1回の出席につき1万円（注） 監事監査については4万円（注） |

（注）法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した後の金額

別表 3

| 役 職 名 | 報 酬 基 準 |
|-------|----------------|
| 評 議 員 | 1回の出席につき1万円（注） |

（注）法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した後の金額